

國土建第342号
平成28年12月12日

全国管工事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

前払金保証約款の変更について（通知）

標記については、「工事請負契約書の当面の取扱いについて（依頼）（平成28年11月9日国土建第311号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）」を受け、また、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金にかかる条項についての取扱い等を踏まえ、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社より別添（1）のとおり承認申請があり、別添（2）のとおり承認した。

については、各保証事業会社の前払金保証約款について、下記のとおり変更されたので、貴団体におかれてもこの旨を了知いただくとともに、傘下の建設企業に対し周知願いたい。

記

（北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款の改正）

北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第1条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

2. 第 11 条第 1 項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の 2 第 1 条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の 2 第 4 条第 1 項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

（東日本建設業保証株式会社前払金保証約款の改正）

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第 1 条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第 11 条第 1 項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の 2 第 1 条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の 2 第 4 条第 1 項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

（西日本建設業保証株式会社前払金保証約款の改正）

西日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第 1 条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又

は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第 11 条第 1 項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
 3. 特則の 2 第 1 条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
 4. 特則の 2 第 4 条第 1 項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。